

秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託仕様書

- 1 適用範囲 本業務は、仙台市契約規則、契約約款及び本仕様書に基づき行うもの。
- 2 件 名 秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで
- 4 業務内容

(1) 業務の目的

国指定名勝で日本三大瀑の一つである秋保大滝は、県立自然公園二口峡谷にある市内有数の観光地であり、近隣にある秋保温泉は年間約90万人が宿泊する仙台を代表する温泉地である。一方で、秋保大滝に隣接する秋保大滝植物園はイベントの実施を継続しているものの、利用者が減少傾向にあり、周辺の大滝れすとはうすや駐車場等も含めた民間活力導入による持続可能な事業運営の可能性について検討を行ってきた。

本委託業務は、令和5年度に実施した調査の結果を踏まえ、秋保大滝植物園や大滝れすとはうすを含む秋保大滝周辺エリアで実証事業を行い、更なる賑わい創出に向けた手法等の検討を行うものである。なお、実証事業実施期間中のうち、イベント実施日については、秋保大滝植物園を無料開放する。

(2) 業務の背景

令和5年度に実施した調査では、秋保大滝周辺エリアの賑わい創出に向けては、秋保大滝植物園や大滝れすとはうすといった各施設が単体で事業展開するよりも、駐車場等も含めたエリアの観光施設を連携して活用し、飲食サービスや体験コンテンツの拡充、施設設備の機能向上を図る方が、エリア全体の自由度や魅力度が高まり、来訪者の観光消費行動の増加に繋がるとの結果が示された。

(3) 業務対象エリア

秋保大滝植物園や大滝れすとはうす及びその周辺

(4) 業務概要

本業務は、イベントの企画・設営・運営・広報・効果分析をはじめ、発注者や関係団体との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的なイベントの企画運営に係る業務一式とする。また、企画提案の内容は以下の仕様に沿ったものとする。

(5) 委託業務内容

受注者は、次のアからカに掲げる業務を行うこと。

ア. イベント等企画

秋保大滝周辺エリアの施設の将来の活用方法を視野に入れた、当エリアの魅力を感じられる体験コンテンツを含むイベントプログラムを企画し、令和6年11月30日（土）までに実施すること。イベントは適切な日時設定を行った上で数日間実施することとし、効果の検証のために平日、土日祝日にそれぞれ実施日を設けること。なお、効果の検証が十分に可能であれば、イベントの実施回数は問わないものとする。

また、秋保温泉や二口地域等の秋保大滝周辺地域との周遊促進を目的とした連携事業について提案すること。

イ. 運営資料作成

運営マニュアルを市と協議の上作成し、開催までにデータ（PDF形式）を納品すること。作成したマニュアルの内容については、運営概要、スケジュール、会場レイアウト、イベント当日のタイムスケジュール及び役割分担表、その他運営に必要な内容等を記載すること。また、運営スタッフに事前説明を行い、円滑な運営が行われるようにすること。

ウ. 参加者の募集

実証事業の情報を集約した広報資料を製作し、参加者を募集すること。

エ. 実証事業の実施

オ. アンケートの作成・実施

参加者を対象にアンケートを実施すること。アンケートは、将来の秋保大滝周辺エリアや地域活性化につながる内容とし、手法も含めて提案すること。なお、アンケート実施後は、回答を集約し報告書を作成すること。

カ. 実績報告書の作成

実証事業実施後に、秋保大滝周辺エリアにおける賑わい創出事業の継続性について検討し、報告すること。

5 実施計画書の提出

業務委託契約締結後、速やかに業務着手届、実施事業計画書（業務概要、工程表、実施体制など）を提出すること。

6 成果品の提出

業務完了にあたり、次に掲げる資料を提出すること。

①実績報告書（A4 版 2 部及びデータ）

②業務完了届

7 検査

受注者は、本業務完了後、遅延なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査または成果物の検査をするものとする。

8 業務委託料の支払い

受注者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。発注者は、受注者から請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

9 履行上の管理・注意事項等

- ・本業務は、仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則 47 号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- ・受託者は、業務履行体制の変更をするとき及び業務履行に際して事故が発生したとき、市から届出又は報告を求められたときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。
- ・本事業実施の過程で作成される紙媒体及び電子データ等の成果物に係る著作権については、仙台市に帰属するものとし、受託者は、第 6 項に定める成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受託者が第 6 項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。
- ・本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ・受注者は、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- ・その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。
- ・受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ・受注者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、再委託した場合においても適用し、受注者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適宜実施すること。
- ・受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは積極的にこれを提案すること。

- ・受託者は業務の実施にあたり、地域関係者や関係機関等と協議を行い、連携を図ること。